

文化庁委託事業「令和6年度 障害者等による文化芸術活動推進事業」
舞台手話通訳者の人材育成および実践普及、観劇サポート啓発

全国への舞台手話通訳派遣 公募プログラム

募集要項

1. 趣旨目的

本事業は、舞台手話通訳者や手話監修者の実践の場を創出しながら、ろう者、難聴者観劇機会の充実に向けて全国の劇場・音楽堂等や芸術団体等と協働し、アクセシビリティの充実した公演制作の普及啓発を目指すものです。公募で選ばれた取組に、NPO法人シアター・アクセシビリティ・ネットワーク(以下、TA-net)が公演内容に応じて舞台手話通訳及び手話監修等を派遣し、コーディネーターが稽古から本番開催までサポートします。

2. 特色

- ・舞台手話通訳者、手話監修者、アシスタント、コーディネーターを派遣します。
- ・ろう者、難聴者を対象としたアクセシビリティサービス(広報・受付対応含む)についてご提案します。
- ・公演には、ろう者・難聴者によるモニターが参加し、ブラッシュアップに向けたフィードバックを行います。

3. 募集事業

舞台手話通訳を導入したい演劇公演等（※ジャンルは問いません）

4. 提出締切

令和6年6月14日(金) ※採択通知は7月上旬を予定

(審査の流れについては「17. 申請から採択、実施までの流れ」をご覧ください)

5. 申請方法

右記フォームよりお申し込みください。（<https://forms.gle/sKcZcbVGkPiB3HreA>）

※応募前に前年度の成果報告会映像(参考映像)をご覧ください。

視聴申し込みは、Googleフォーム(<https://forms.gle/EA9JANb7VUECzH8f9>)からお願ひします。

6. 申請にあたっての注意点

- ・1団体が申請できるのは、1事業までとなります。
- ・他の補助金との重複申請となる場合には、申請先に確認のうえお申し込みください。

7. 対象者

- ・舞台芸術等の表現活動を継続して行なっている団体等
- ・舞台手話通訳を含めた観劇サポートに関心を持ち、継続して取り組む意志のある団体等
※劇場、芸術団体、実行委員会等、組織体制は問いません。
- ※個人からの申請の際には実施体制について確認をさせていただきます。

8. 申請団体の自己負担金(委託料)について

舞台手話通訳つき公演にかかる費用の一部を委託料としてご負担いただきます。
それ以外の部分につきましては、当団体が文化庁委託金から充当いたします。

<自己負担金(委託料)>

- *A枠:10万円:1時間前後の公演×2ステージ
- *B枠:20万円:2時間程度の公演×2ステージ

<委託業務に含まれる内容>

- ・舞台手話通訳者 1~2名
- ・手話監修者 1~2名（オンライン稽古・現地立ち合い）
- ・アシスタント 1~2名
- ・コーディネーター 1名
- ・上記スタッフの旅費 ※ホテル、新幹線・飛行機代(1往復分まで)
- ・告知動画制作の協力（舞台手話通訳者が告知動画に出演）
- ・アクセシビリティ対応および、広報へのアドバイス
- ・観劇モニターの手配(ろう者・難聴者)

※公演回数、取組内容、開催地域に応じて追加料金が発生する場合がございます。

想定している公演内容を申請時に全てお書きください。

9. 事業実施期間

公演日:令和6年10月10日～令和7年1月12日頃(但し、11月14日～16日は除く)

公演内容、および他の採択事業とのスケジュール調整により、お受けできない場合がございますので、ご了承ください。

10. 審査において評価する点(全てに該当している必要はございません)

- ・舞台手話通訳の導入事例が少ない地域(北海道、東北、北関東、北陸、甲信越、中国、四国、九州、沖縄)において実施する公演
- ・地元の聴覚障害者団体との連携がある、または今後関わりを作る意欲がある団体
- ・地元の公立文化施設や支援センター(※)との連携がある、または今後関わりを作る意欲がある団体
(※厚生労働省「障害者芸術文化活動普及支援事業 支援センター」)
- ・将来、継続して舞台手話通訳導入を検討している団体
- ・啓発素材として本番を含む画像や一部映像の提供が可能であること
- ・舞台手話通訳導入のために十分な時間や体制が確保された公演

※再演の際は公演動画を事前に提供いただけと、より良い観劇サポートが提供できます。

11. NPO法人シアター・アクセシビリティ・ネットワーク(TA-net)とは

ろう者、難聴者が中心となって、「みんなで一緒に舞台を楽しもう!」を合言葉に、誰もが気軽に劇場に足を運べる社会作りを目指し、シンポジウム開催や情報発信サイトの立ち上げなど様々な活動を実施。2013年より支援に関する意識調査、観劇サポートのあり方の研究および発信に取り組み、2018年より全国各地で舞台手話通訳養成講座を開講、現在は実践に取り組んでいます。

2022年度・2023年度の文化庁委託事業「舞台手話通訳者の人材育成および実践普及、観劇サポート啓発」により全国各地において舞台手話通訳付き公演の実施サポートを行いました。

<受賞歴> 第14回読売福祉文化賞(2016年)、第8回糸賀一雄記念賞未来賞(2022年)、

第10回プラチナ・ギルド アワード(2024年)

団体ホームページ <http://www.ta-net.org>

12. 舞台手話通訳に関する参考映像

・舞台演劇に手話通訳を!～演劇の門戸 広げます～ <https://youtu.be/KiRiREFvKbw>

・舞台手話通訳・字幕・音声ガイドつき演劇「メゾン」 <https://youtu.be/Yh28s1FS07E>

・PANCETTA「ゾウ」公演手話告知 <https://youtu.be/ouGatXbd8UU?feature=shared>

・音楽劇「枇杷の家」手話告知 <https://youtu.be/T5Z9bT2ATkk>

13. 各用語説明

・舞台手話通訳つき公演：

手話で台詞や情景を観客に伝える手法です。ろう者・難聴者に向けたアクセシビリティの高い作品を実現します。

・舞台手話通訳者：

日常生活における手話通訳とは異なり、台本の意図を掴んだ翻訳を行い、セリフ、音楽、音情報などを手話で同時に伝えます。舞台に溶け込むパフォーマーとして舞台に立つ場面もあります。

・手話監修者：

舞台手話通訳者の手話翻訳が適切かどうかのチェックやアドバイスを行います。演劇経験、また手話指導経験が豊富なろう者が担当します。

・アシスタント：

舞台手話通訳者のサポート、また舞台関係者と手話監修者間の手話通訳や、作品で発せられる音の情報を手話監修者に伝える等のコミュニケーション支援も担います。

・コーディネーター：

作品に合った舞台手話通訳者の選定、主催者への公演全体の観劇サポートについてのアドバイス、告知や受付におけるノウハウ等、事前打ち合わせから公演当日まで伴走します。

14. 採択された団体へのお願ひ

- ・TA-net、また文化庁との共同事業である旨、広報物等に明記してください。
- ・事業実施の経過を報告いただくと共に、本事業で得た成果を広く発信するため、ホームページやSNS等にて情報公開してください。
- ・TA-netの広報物やホームページ等でも宣伝や報告を行いますので、写真等の素材提供をお願いします。
- ・来場者に対し、舞台手話通訳導入の感想を確認するアンケートの実施をお願いします。
(A4サイズ1枚分／公演時に配布してください)
- ・手話による告知動画の制作にご協力ををお願いします。
- ・地元の聴覚障害者協会、聴覚障害者センターや聴覚障害者を支援するNPO職員、舞台手話通訳導入に関わる他の団体等に対し、観劇モニターと視察の受け入れをお願いします。

15. 支援対象とならないもの

- (1) 特定の個人、企業、国、地域等を誹謗中傷する作品
- (2) 人種、思想、信条、居住、職業、性別等で差別し、又は差別を助長する作品
- (3) 政治、宗教活動を目的とする作品
- (4) 他者になりますなど虚偽や事実と異なる作品、及び正否の確認できない噂等を掲載する作品
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とする取組
- (6) 過度の暴力表現、性的表現など、公序良俗に反する作品
- (7) 法律、法令等に違反する内容、又は違反する恐れのある取組
- (8) 著作権、商標権、肖像権等の知的財産権を侵害する恐れのある内容
- (9) 本人の承諾なく、他の利用者又は第三者に関する、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報を特定、開示、漏えいするなど個人のプライバシーを侵害する内容
- (10) 有害なプログラム等の送信などにより通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害する内容
- (11) 他の利用者又は第三者に不利益を与える内容
- (12) 特定の観客を対象とした取組(会員のみを対象とした公演等)
- (13) 慈善事業への寄付を目的として行われる取組
- (14) その他、当団体が不適当と判断する取組

16. お問合せ・ご相談

特定非営利活動法人シアター・アクセシビリティ・ネットワーク 文化庁事業事務局
E-MAIL:staff@ta-net.org

17. 申請から採択、実施までの流れ

